

原規規発第 23102612 号
令和 5 年 1 1 月 9 日

九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員

川内原子力発電所第 1 号機の一部使用承認について

令和 5 年 1 0 月 1 3 日付け原発本第 1 4 8 号をもって申請がありました上記の件については、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 1 5 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条第 1 項の規定により、改正法による改正前の、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 1 1 第 1 項のただし書及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 5 3 年通商産業省令第 7 7 号。以下「実用炉規則」という。）第 1 7 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1. 対象設備

使用承認申請書（令和 5 年 1 0 月 1 3 日付け原発本第 1 4 8 号）の「申請に係る発電用原子炉施設の概要」の欄に記載のとおり

2. 使用期間

自：使用しようとする発電用原子炉施設のうち、一部使用しようとする範囲に係る実用炉規則第 1 6 条第 1 項の表中第五号の工事の工程に係る使用前検査が終了した時

至：令和 2 年 1 月 1 4 日付け原発本第 1 8 0 号をもって届出た発電用原子炉施設に対する、改正法による改正前の原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 1 1 第 1 項に定められる使用前検査の合格日

3. 使用の方法

川内原子力発電所第1号機及び2号機の受電系統の変更に係る工事は、220 kV 送電用遮断器の設置や送電線の切替え、連絡用変圧器の設置等について段階的に進めることとしており、工事が完了したのから順次使用を開始する必要があることから、一部工事が完了した常用電源設備を使用前検査の合格日まで使用する。

なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。